裁

審査請求人 ______

処 分 庁 中野区福祉事務所長

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、東京都行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申(以下「本件答申」という。)を得て、次のとおり裁決する。

主

処分庁が請求人に対して平成29年5月30日付けで行った保護申請却下処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、請求人に対し、平成29年 5月30日付けで行った法24条9項の準用する同条3項の規定 に基づく保護申請却下処分(29中健援第487号。以下「本件処分」という。)の取消しを求めるものである。

- 第2 事案の概要(本件処分通知書、________申込書等による。)
 - 1 平成23年12月13日、処分庁は、請求人に対し、法による 保護を開始した。
 - 2 処分庁は、平成 2 4 年 5 月、請求人に対し、保育士試験受験手 数料に係る技能修得費を支給した。
 - 3 平成28年12月13日、請求人は、中野区福祉事務所(以下「福祉事務所」という。)の担当職員(以下「処分庁の職員」という。)に架電し、測量士の資格を取り、自分の就職への職種を広げたいと申し出た。
 - 4 平成28年12月14日、処分庁の職員は、請求人から郵送された測量士補に係る資料を受領した。

同日、処分庁の職員が、請求人に架電したところ、請求人は、 大学院での専攻が地理学専攻扱いになり、申請を出すだけで測量 士 (補) の資格を取れる可能性があること、自分としては、測量 士 (補) の資格を取り、就職し、自立を目指したいことを述べ た。

- 5 請求人は、測量士補になるため、測量法49条1項の規定により測量士補名簿への登録申請を行った。そして、同申請を審査した国土地理院長は、平成29年1月19日、測量法施行令12条1項の規定に基づき、請求人を測量士補名簿に登録し、同条2項の規定により、その旨請求人に通知した。
- 6 平成29年2月14日、処分庁は、請求人に係る援助方針について、「稼働能力の活用不足を認めるため就労支援プログラムの活用などにより就労を指導する」、「測量士の資格取得、就労自

立を目指す」指導等を行う旨決定した。

7		平	成	2	9	年	3	月	7	日	`	請	求	人	は	`	Γ									申:	込	書	兼
	個	人	情	報	0)	提	供	に	関	す	る	同	意	書]	を	処	分	庁	宛	て	提	出	し、	•	ハ	口	_	ワ
	_	ク			<i>(</i>)	専	門	相	談	員	か	5	就	職	活	動	に	関	す	る	個	別	支	援	が	受	け	5	れ
	る	Γ	-										の	利	用	(以	. 下	. [- 本	く作	丰 京	光ラ	労 才	艺	爰 」		لح	い
	う	0)	を	申	し	込	ん	だ	0	そ	し	て	`	同	日	`	請	求	人	は	`	処	分,	庁	の !	職	員	と
	と	Ł	に	` .) 窓	₹ □	を	訪	れ	た	0			
		な	お		F.	記								E	₽i	入漕	書に	- 15	t.	גע	1、下	- O	記	載	が	あ	る	0	

(1) プログラム利用者記入欄

就職希望欄

「就業形態 フルタイム」「職種 その他 (建設業界)」

(2) CW (ケースワーカー) 記入欄

特筆すべき事柄欄

「測量士補の資格を取得し、資格を活かせる、就労を目指す。」

- 8 平成29年3月29日、処分庁は、請求人から、一時扶助保護申請書(以下「本件申請書」といい、本件申請書による保護の申請を「本件申請」という。)を受領した。本件申請書には、申請内容として、「技能収得費(土地下屋調査士)」、「テキスト¥4500+税~¥12000+税、問題集¥3000前後、口頭¥3000前後、合計¥10900」が記載されていた。
- 9 平成29年4月3日、処分庁は、福祉事務所において、本件申請に係るケース診断会議を実施した。そして、同会議において検討した結果、本件申請については、「技能修得の支給要件でないので、支給しない。」との結論を得た。
- 10 平成29年4月7日、処分庁は、決定年月日を「平成29年 3月1日」、決定理由を「平成29年3月29日に申請された技 能修得費は、『自立支援プログラム』を受けておらず、支給要件

に該当しないため不支給とします。」とする保護変更決定を行い、請求人に通知した。

- 11 平成29年5月30日、処分庁は、上記10の保護変更決定に誤りがあったとして、同決定を取り消し、請求人に通知した。
- 12 同日、処分庁は、本件申請については、支給要件に該当しないことから、これを却下することを決定し(本件処分)、「申請のあった『土地家屋調査士を取るために必要なテキスト代等』は自立支援プログラムに基づくものではないため。」との理由を付して、請求人に通知した。
- 13 請求人は、平成29年6月7日付けの書面で、本件処分に係 る審査請求を提起した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不 当であると主張する。

法17条では、就業に結びつくなら支払が可能であると解釈できる文言が書かれている。区は、省令や課長通達をまとめた生活保護手帳など別資料で支払を拒んでいるが、法律より重要視されることがあってはならない。区は、日本国憲法の法の下の平等を真摯に理解し、法に基づき、生業費を支払うべきである。

区の通知では、自立支援プログラムを受けていないので、土地 家屋調査士の生業費の支払は認められないと言うが、同プログラ ムの受講の指導はおろか、存在すら知らされていない。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下の理由により、本件処分に取消理由はないと主 張する。

保護の実施機関(処分庁)は、法のみならず、法施行令、法施

行規則、実施要領、別冊問答集等に基づき、日々生活保護の決定及び実施を行っている。これは、実施要領や他法制度の改正に速やかに対応するとともに、疑義照会事例を知ることで統一的な対応を行うためである。

技能修得費の再支給については、生活保護手帳別冊問答集において、「著しい状況の変化によって新たな技能を身につけなければ自立が不可能なケースについては、再度技能修得費を支給して差し支えない。また、自立支援プログラムに基づく場合については複数回の支給が認められている」とされている。これは、再支給を安易に認めた場合、資格を取るという名目のもと、際限なく再支給を求めてくることが考えられるため、一定の要件が示されているものと推察される。

第4 審査庁の判断

請求人の主張について、本件答申は、以下のとおり述べている (なお、本件答申中の引用項目等は、当庁で適切な文字に置き換 えている。)。

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 4 条 1 項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、 法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとされている。

法11条1項は、保護の種類として、7号に「生業扶助」を

掲げ、法17条は、生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、次の各号に掲げる事項の範囲内において行われる(ただし、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みのある場合に限る。)と定め、2号に「生業に必要な技能の修得」を掲げている。

- (2) 法8条1項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)においては、法11条1項各号に掲げられている各種の扶助ごとに基準が定められており、このうち、別表第7の生業扶助基準では、技能修得費(高等学校等就学費を除く。以下同じ。)の基準額について「78,000円以内」(別表第7・1)とし、技能修得費は技能修得の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する(同2)と定められている。
- (3) 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第7・8・(2)・アによれば、技能修得費の範囲について、「(ア)生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとすること。」、「(ウ)技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要者として認められるものは、技能修得のために直接必要者として認められるものは、技能修得のために直接必要者を関する費として認められるものは、技能修得を受ける者を関が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等につき一度限りとする。)等の経費であること。」、「(エ)上記(ア)に定めるところにかかわらず、(平成17年3月31日付社援発第0331003号

厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。」とし、これらの範囲において必要な額を認定すること、なお、支給に当たっては、被保護者に対して、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこととされている。

(4) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)を基に編纂された「生活保護手帳別冊問答集2016」(以下「問答集」という。)によれば、技能修得費の再支給について、「例えば事故により障害を負った場合等で著しい状況の変化によって新たな技能を身につけなければ自立が不可能なケースについては、再度技能修得費を支給して差し支えない。また、自立支援プログラムに基づく場合については複数回の支給が認められているところである」とされている(問答集問7-138(答))。

なお、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行する に当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認めら れる。

2 これを本件についてみると、請求人は、国土地理院に備える測量士補名簿に登録された(平成29年1月19日登録)測量士補であり、同資格を活かせる就労を目指して、同年3月7日から、本件就労支援を受けていたことが認められる(第2・4、5及び7)。

そして、東京都における「測量士補」を求人とする事業所又は

会社は、ハローワーク求人情報を見ると多数登録されており、また、本件申請時点の雇用情勢からみても、請求人の有する稼働能力を活用する機会ないしは活用する場が存在することが認められる。

そうすると、処分庁が、請求人は、測量士補として一定の稼働能力を有しており、本件就労支援を通して、当該能力を活用し自立を図ることが可能と見込まれることから、新たに土地家屋調査士の資格を取得するための経費(本件申請)については、「生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費」(局長通知第7・8・(2)・ア・(ア))にも、「自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合」(同(エ))にも当たらないとして、生業扶助(技能修得費)の支給を行わないと判断したことについて、不合理は認められない。

さらに、処分庁は、請求人に対して、過去に保育士試験受験手数料に係る技能修得費を支給していること(第2・2)から、上記1・(4)に照らし、本件申請に対する技能修得費の再支給の可否を検討したことが認められる。その上で、処分庁は、本件申請については、「著しい状況の変化によって新たな技能を身につけなければ自立が不可能なケース」及び「自立支援プログラムに基づく場合」のいずれにも該当せず、生業扶助(技能修得費)の再支給を行わないと判断しており、この点についても不合理は認められない。

したがって、生業扶助(技能修得費)の支給を行わないと判断 したことについては、上記1の法令等の定めに基づきなされたも のであることが認められる。

3 請求人は、「法17条では、就業に結びつくなら支払が可能であると解釈できる文言が書かれている。区は、省令や課長通達をまとめた生活保護手帳など別資料で支払を拒んでいるが、法律よ

り重要視されることがあってはならない。区は、日本国憲法の法 の下の平等を真摯に理解し、法に基づき、生業費を支払うべき」 であり、本件処分は違法・不当である旨主張する(第3・1)。

上記の請求人の主張は、法ではない局長通知及び問答集に基づいて、処分庁が本件申請を却下したことが、違法・不当であると主張しているものであるが、上記1・(3)のとおり、局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務の処理基準であって、同処理基準は、「事務を処理するに当たり『よるべき基準』であり、地方公共団体は、それに基づいて事務を処理することが法律上予定されているものである」(松本英昭著「新版逐条地方自治法<第8次改訂版>」1136頁)のだから、請求人の上記主張は、失当というほかない。また、問答集についても、上記1・(4)のとおり、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであるから、同様に失当というほかない。

4 ところで、本件処分の根拠である法24条9項において準用する同条3項及び4項によれば、保護の変更の申請に対する実施機関の決定については、決定の理由を付した書面により申請者に通知することが義務付けられている。そして、一般的に、法令によって理由付記が義務付けられている場合に求められる理由付記の程度としては、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して(略)拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず」(最高裁昭和60年1月22日判決・民集39巻1号1頁等)と解されているところである。

ところが、本件処分通知書には、本件申請を却下する理由について、「申請のあった『土地家屋調査士を取るために必要なテキスト代等』は自立支援プログラムに基づくものではないため。」と記載されているにすぎない(第2・12)。そのため、本件に

おいては、いかなる理由で本件処分がなされたかを、請求人が本件理由自体から了知することは、著しく困難であり、本件処分においては、理由付記の程度に関して、不備があったと評価せざるを得ない。したがって、本件処分については、理由付記の点で取消しを免れることのできない瑕疵が存在することが認められる。

本件答申の上記説示は首肯すべきもので、審査会の結論は尊重されるべきものと認められる。

したがって、本件処分は取消しを免れない。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査 法46条1項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成30年2月23日

審查庁 東京都知事 小池百合子